

「浸水イエローゾーンの指定」の素案に係るパブリックコメント手続

項目	1 「浸水イエローゾーンの指定」の素案について
	2 その他

対応区分	
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの
B	意見の趣旨等は、計画（案）に盛り込み済みのもの
C	計画には盛り込まないもの
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの
E	その他要望・意見等

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
1	1	対象とする降雨が1,000年超えに1回程度の大雨となっているが、各河川はこれより規模が小さい降雨を対象に整備されており、以前の防災マップには、計画規模降雨に基づき浸水想定区域が公表されていた。安心・安全なまちづくりを目指すのであれば、浸水イエローゾーンは計画規模降雨を対象に区域を指定すべきではないか。	ご意見については、国の技術的助言（令和3年4月1日付け国都計第176号）において、浸水イエローゾーンは、「想定最大規模降雨に基づく想定浸水深によることが原則である」、また、「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安とすること」とされていることから、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」を指定区域としております。	C
2	1	浸水想定区域を3mとしているが、3mも浸水すると1階建ての平屋は屋根部分まで浸水する。1,000年超えに1回のような降雨を対象とする場合、浸水深をもっと低く設定すべきではないか	ご意見については、国の技術的助言（令和3年4月1日付け国都計第176号）において、浸水イエローゾーンは、「想定最大規模降雨に基づく想定浸水深によることが原則である」、また、「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3.0mを目安とすること」とされていることから、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」を指定区域としております。	C
3	2	一般的な家屋の2階の床面を目安として、想定浸水深3m以上を指定区域に設定していますが、浸水イエローゾーンの指定後においても、宅地のかさ上げなど、浸水対策を講じた場合は、建築が許可されるような制度についても検討していただきたい。	ご意見については、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が示された土地では開発審査会の議を経たうえで、安全性が確保されると認められる場合には建築可能となるよう、許可基準を整備することとしており、今後の参考とさせていただきます。	D

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
4	2	浸水イエローゾーン指定区域全体135haを各河川毎の面積一覧表にする必要があります。	ご意見については、令和3年の水防法の一部改正を受け、県が浸水イエローゾーンの基本となる「洪水浸水想定区域」の指定を順次進めていることから、今後の参考とさせていただきます。	E
5	2	浸水イエローゾーン指定区域位置図の中へ2級河川の名称と流域及び「浸水イエローゾーン流域」を記載すべきと思う。	浸水イエローゾーンの指定区域は、「洪水浸水想定区域のうち、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深3m以上の範囲」が対象となるよう、告示文で指定することとしており、指定区域については、市HPで確認方法等を公表し、周知を図ることとしております。	E
6	2	近年、線状降水帯等による大雨で、数十年に一度といわれる降雨が頻発し、大規模な災害が発生している状況である。生命又は身体に著しい危害が生ずるような、危険な区域であれば、人的要件の有無にかかわらず規制すべきではないか。	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから、新たに指定するものです。人的要件のある分家住宅等、条例第2条1号から6号に規定されている開発行為については、条例改正の対象となっていないため規制の対象外となっております。	E
7	2	自然災害の被害を防ぐことが目的なのであれば、人的要件有りの住宅も規制すべきではないか。浸水の危険性が高いという同じリスクを抱えながら、なぜ人的要件によって建てられる住宅と建てられない住宅が区別されるのか。	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから、新たに指定するものです。人的要件のある分家住宅等、条例第2条1号から6号に規定されている開発行為については、条例改正の対象となっていないため規制の対象外となっております。	E
8	2	「浸水イエローゾーンの指定」する制定年月日を記載すべきと思う。	浸水イエローゾーンは、市の告示により指定することから、告示日が指定日となります。	E
9	2	「浸水イエローゾーンの指定区域」については、かごしま市防災計画への記載や市民へ周知するため図示して配布した方がよいと思う。	鹿児島市防災計画への記載に関するご意見については、関係部署と協議の上、検討いたします。なお、指定区域については、市HPで確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E
10	2	土地を売買する際に浸水イエローゾーンに該当するかどうかを確認するためには、どのような手続きが必要となるかを周知してほしい。	ご意見については、市HPで指定区域の確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E

番号	項目	意見等の概要	対応状況	対応区分
11	2	大雨による災害が多発しており、自然災害に対し危ないエリアを規制するのは重要なことだと思うが、防災ハザードマップを確認したところ、いろいろな災害が重なり、指定区域が確認しづらい。このため、指定区域が確認しやすい環境を整えて欲しい。	ご意見については、市HPで指定区域の確認方法等を公表し、周知を図る予定としております。	E
12	2	区域図が小さくてわかりづらいが、敷地が少しでもイエローゾーンにかかっていたら開発・建築行為が禁止されるのか。	開発等の区域に浸水イエローゾーンが少しでも含まれる場合は、連たん住宅など、人的要件のない基準に基づく開発・建築行為が禁止されます。	E
13	2	危険な区域への建築を規制する主旨はわかるが、市街化区域にはなぜ指定しないのか	浸水イエローゾーンは、令和4年の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部改正により、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる浸水イエローゾーン等の災害のリスクが高いエリアが、条例第2条7号で定める住宅建築等が可能な区域から除外されたことから新たに指定する区域で、市街化区域は対象外となっております。	E